

第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）

第6期（案）

令和4年4月 1日から

令和9年3月31日まで

令和4年4月

和 歌 山 県

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ(*Sus scrofa*)

2 計画策定の背景及び目的

イノシシは本県では古くから生息し、シカとともに主要な狩猟資源である。

一方、中山間地域の過疎化や荒廃農地の増加等により、その食害等による農作物被害が増加したため、被害軽減や本種個体群の安定的な維持を図ることを目的として、平成19年2月に第1期の計画を策定し、その後、継続して第5期（平成29年度～令和3年度まで）まで計画を策定し、個体数の管理に取り組んできた〔資料編1ページ表1〕。

しかしながら、果樹・水稻・野菜等農作物の被害金額は、平成18年度以降、12,000万円～19,000万円の高い水準で推移しており、また侵入された園地では掘り起こしによる斜面崩壊や樹勢低下などが発生し、生産基盤への影響も大きい状況にある。

林地においても直接的な被害はないが、掘り返しにより岩石が搬出道や水路に転がり、生産基盤へ悪影響を及ぼしている。

また、市街地や居住地域への出没も多く、暮らしの安全を脅かす存在となりつつある。

そこで、各種取組を強化し、継続して対策を講じるため、ここに第6期計画を策定する。

3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

和歌山県内全域とする。

5 これまでの取組と評価、現状など

(1) 捕獲（有害捕獲・狩猟の推進）

有害鳥獣捕獲支援事業（県単：平成13年度～）の実施や鳥獣被害防止総合対策交付金による緊急捕獲事業等（国庫：平成24年度～）の活用により、市町村を通じて、捕獲者の捕獲に要する経費を直接支援し、有害捕獲の推進に取り組んできた。

また、平成18年度に第1期計画を作成して以来、狩猟期間の延長や直径12cmを超えるくくりわなの使用を可能とする狩猟に係る規制緩和を継続している。

その結果、令和2年度の捕獲数は19,337頭（有害16,323頭、狩猟3,014頭）に達し、平成28年度以降、平成30年度を除き年間18,000頭以上の捕獲実績となり、平成29年度、令和元、2年度は期間中の計画目標の17,000頭の捕獲目標を達成した〔資料編6ページ図6〕。

狩猟による捕獲数は、猟期中に有害捕獲の許可をする市町村が増え、令和3年6月時点では23市町村となったため、平成22年度以降は減少傾向となっている。

また、市町村別に有害捕獲数の推移を見ると、県下全域（日高地域を除く）で増加傾向に

あり、令和2年度は和歌山市、海南市、紀の川市、橋本市、有田川町、田辺市で1,000頭以上を捕獲している〔資料編7ページ表2〕。

捕獲方法別では令和2年の有害捕獲実績では、わなによる捕獲が全体のうち82%を占め、平成23年と比べると、わな捕獲の比率が約15%増加した〔資料編6ページ図7〕。

県下有害捕獲での捕獲個体のオス、メス比は直近4年間（平成29年～令和2年）の平均ではオスが53%とやや多く、成獣、幼獣比では成獣が59%とやや多く捕獲されている〔資料編6ページ図8〕。効果的に被害を減少させるには成獣メスの捕獲率を向上させていくことが必要である。

（2）狩猟者の育成・確保

農家の自衛手段としての捕獲を促進するため、平成19年度からわな猟免許取得経費を支援する制度を創設、平成23年度には銃猟免許の取得経費も支援対象とした。さらにわな猟免許所持の初心者の技術向上を目的とし、わな猟の研修（令和元年度から実践的内容を拡充）を始めた。

また、第一種銃猟免許所持者の減少を抑制するため、平成25年度から狩猟の魅力研修、平成28年度から狩猟体験研修、令和元年度から銃の実技向上研修を開始し、新たな狩猟者の確保に努めている。

その結果、令和2年度末の本県狩猟免許所持者数（銃・わな）は4,358人（わな2,751名、銃1,607名）となり、平成27年度以降、やや増加傾向で平成22年度よりも増加している〔資料編8ページ図9〕。

一方、令和2年度の狩猟登録者数（県内在住者）は3,173名、一般社団法人和歌山県猟友会会員数2,589名でいずれも平成26年度を底に、平成22年度と同水準まで回復してきた状況である。〔資料編8ページ図10、図10-1〕。

令和2年度の免許所持者を年齢層別に見ると、60歳以上が57%（H27年度比 - 6%）、50歳以下が28%（H27年度比 +6%）〔資料編9ページ図11〕となっている。

以上のことから、高齢化にも一定の歯止めがかかり、わな捕獲者が増加している点は評価できるが、狩猟者の総数は10年前とほぼ変わっていないため、今後も狩猟者の育成・確保対策を継続していく必要がある。

（3）防護柵の設置推進

平成13～令和2年度まで各市町村の要望に応じて、防護柵設置支援事業（県単独事業）及び鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫事業）を活用して設置した防護柵は総延長2,958kmに達した〔資料編9ページ図12〕。直近5年間（平成28年～令和2年度）では年平均約171kmを整備している。

10a当たり必要な防護柵を0.14kmと仮定するとこれまで2,112haの対策を完了したと試算され、これは県下の全耕地面積31,800haの約7%に相当する。

このため、今後も整備支援を継続していく必要がある。

（4）被害防止を推進する体制の整備

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19

年法律第134号)」に定める市町村の「被害防止計画」の策定を推進し、被害防止対策実施隊の設置推進に取り組んだ。

その結果、同法に基づく被害防止計画は県下全30市町村（イノシシは全市町村で対象）で策定が継続されており、うち20市町では、鳥獣被害防止対策実施隊を組織し、被害防除や生息調査などの被害抑制のため活動を行っている〔資料編10ページ表3〕。

また、農作物鳥獣害対策アドバイザー*は毎年度研修を修了した者の認定を行い、令和3年12月現在の認定者数は137名（既認定者総数262名）となった。

これらの取組によって対策の基礎となる体制を形成している点は評価できるが、現場でより効果的な行われるよう、取組を推進していく必要がある。

*地域で被害対策実施に際し、助言を行う人材を育成するため市町村、農業協同組合、共済組合の職員を対象として実施

（５）農作物被害の状況

イノシシによる農作物被害金額は令和2年度で12,869万円となり、前計画の目標である10,200万円に届かないが、平成24年の19,105万円をピークに減少傾向にある〔資料編11ページ図13〕。

令和元年度の被害額は15,204万円で、令和2年度にかけての減少幅が大きい、これは県内において豚熱が蔓延し〔資料編12ページ図14〕、イノシシの生息数が減少していると推測され、その影響もあると考えられる。

地域別に被害額の傾向を見ると、全体としては有田以北の地域で被害額が大きく、市町村別では海南市や紀の川市、日高川町などで顕著に減少しているが、かつらぎ町や湯浅町、広川町で増加しており、増加・減少の傾向は隣接市町村でも異なっている。

令和2年度の被害金額を作物別に見ると、果樹類が80%を占め、次いで稲、野菜、いも類の順となっている〔資料編12ページ表5〕。

（６）生息・分布の状況

県内で市街地等の一部を除きほぼ全域でイノシシの生息が目撃され〔資料編14ページ図15〕、その推移には地域毎の明確な傾向はないが、平成28年から令和元年度にかけて、多くの地域で目撃効率は減少傾向にあり〔資料編14ページ図16〕、近年は居住地域への出没等の報告もある。

生息数の推定は、イノシシの特性から決定的な方法はない*¹が、令和元～2年度にかけて初めて階層ベイズモデルによるベイズ推定*²を行ったところ、令和2年度の推定生息数は48,351頭と算出され、平成27年度の推定生息数59,243頭から減少傾向と推定された〔資料編13ページ表6〕。

県下全域の令和元年度の推定生息密度は紀北から紀中地域の営農地域やその周辺で高い傾向にあるが〔資料編15ページ図17〕、平成27年度から令和元年度にかけて明瞭な変化は認められなかった〔資料編15ページ図18〕。

*1 縄張りを持たず複数の群れが同じ場所を利用すること、1回の出産での産子数が多く、猟期には多数が捕獲されるため、1年間の間でも個体数の変動が大きいことなどから個体数の推定が現実的に困難なため。

*2 推定対象とする地域で得られているイノシシの生息に関する情報（目撃数や捕獲数、前年度

生息推定数、増加率等)を元に統計手法(ベイズ法)を用い、生息数を推定(詳細は資料編)。

(7) 総合評価

農作物被害や生息分布の状況から、イノシシが餌の豊富な果樹園等の耕作地周辺に位置する荒廃農地や森林をすみかに定着し、個体数を急激に増加させ、防護柵等による対策が十分でない餌場となる農地等のある場所を移動しながら、被害を発生させている状況がうかがえる。

取組の成果により捕獲数や狩猟者数、防護柵設置面積は増加し、被害額は減少した。しかしながら、令和元年度から令和2年度の被害額の大幅な減少には、豚熱蔓延の影響が一定程度あると考えられ、その影響を考慮しつつ各種数値の変化を捉えていく必要がある。

また、目標としていた被害額まで被害の減少には至っていないので、今後もさらに捕獲・防護・環境整備等の対策を継続するとともに、イノシシの生態(餌場とする農地付近に定着・繁殖し、被害を発生させる)を踏まえ、成獣メスの捕獲率を向上させるなど、対策の質を高めていく必要がある。

6 管理の目標

農業被害の低減をはかるため、以下を目標とする。

目標1 : 10年後を目途に生息数を半減させるため、年間17,000頭以上を捕獲する。
現状(令和2年度) 48,351頭 → 目標(令和12年度) 24,000頭以下

目標2 : 農作物被害額を目標年度までに30%減少*させる。
*市町村の鳥獣被害防止計画と整合
現状(令和2年度) 12,869万円 → 目標(令和8年度) 9,000万円以下

7 目標を達成するための考え方

イノシシによる農業被害の防止のためには、①狩猟及び有害許可による捕獲、②農地を防護柵等で防護、③荒廃農地の刈り払いや緩衝帯設置等集落周辺に寄せ付けない環境整備が重要であり、これらの対策を総合的に推進し、農地周辺では生息個体の全部捕獲ができるよう捕獲の質も高めていく。

目標を達成するために毎年度、捕獲数、被害金額及び目撃情報等の調査により計画の進捗状況を把握し、それを基に次年度の計画の内容について検証・検討を行い、必要に応じて本計画の見直しを行うもの(以下「フィードバック管理」という。)とする。

8 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数管理の考え方

イノシシ個体数の管理は、被害の出ているエリアにおいては、個体群の成長を抑え、減少

させることや従来からの生息地ではない農地や居住地周辺のエリアから完全に排除することを目的とし、年間 17,000 頭以上を捕獲する。

ベイズ推定の結果によれば、年間 17,000 頭以上の捕獲を継続すれば、個体数の半減には 5 年で到達する見込みであるが〔資料編 16 ページ表 8〕、信頼性が十分でなく、今年度の豚熱発生による影響も反映されていないため、随時、被害額の推移や再度の生息数推定を行うなど、その結果を踏まえながら、捕獲目標数を検証し、必要に応じて修正する。

(2) 個体数管理の方法

①有害捕獲の推進

有害鳥獣捕獲は被害防止の直接的な効果が認められるため、今後も各地域の被害実態に応じて、国・市町村と連携して支援を継続し、農業従事者等の地域住民と狩猟関係団体等の連携を強化・充実し、適正かつ計画的・効果的に実施する。

また、農業者自らが行う有害捕獲について、市町村が柔軟に対応できるよう第 13 次鳥獣保護管理事業計画における許可基準を緩和するとともに、関係機関・団体と連携し、必要経費や手続きの軽減を図るなど、支援の強化を検討する。

②狩猟期間の延長

イノシシに対する捕獲圧を高めるため、狩猟期間を前後に延長し、11 月 1 日から翌年 3 月 15 日までの期間とする。

③禁止猟法の一部解除

イノシシを捕獲するためのくくりわなについて、輪の直径に係る禁止事項を解除し、注意看板を設置することで輪の直径が 12 cm を超えるくくりわなの使用を可とする。ただし、ツキノワグマ保護地域（資料編 17 ページ図 19）を除く。

④狩猟者の確保と捕獲体制の強化

近年の狩猟者数の動向は、わな猟免許所持者が増加傾向にあるものの、第一種銃猟免許所持者が高齢化し、大幅に減少しているため、捕獲の担い手である免許所持者全体の増加を更に促すため、わな猟・第一種銃猟免許所持者の確保に努める。

被害対策の一環として農業者自らが捕獲できるよう、狩猟免許取得を支援する。

また、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術を高め、効率的・効果的かつ安全な捕獲活動を推進することとし、そのための研修を実施、専門機関（家）等によるサポート体制を構築する。

加えて、有害鳥獣の捕獲における狩猟者（団体）と農業者等地域住民との連携を強力に促進し、互いの協力体制を構築することで、現場での捕獲体制の充実・強化を図る。

⑤管理捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業等の検討

市町村及び地域から要望があった場合は、管理捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業等を活用し、事業者等による捕獲の検討を行う。その際は地域住民や猟友会等の関係団体との調整が取れていることを前提とする。

9 被害防止対策に関する事項

(1) 防護柵の設置推進と維持管理等

農地等の被害を防止するためには、金網柵や電気柵等の設置が有効である。

県単独事業や鳥獣被害防止総合対策交付金（国庫）の活用を推進することで、着実な整備推進を図る。

また、防護柵はその機能を維持するには、設置後のメンテナンスや強化が重要なため、県及び市町村、農業協同組合等関係機関が連携して、農業者等に対策を啓発するなどその機能が継続して発揮されるように支援する。

(2) 環境整備の推進

荒廃農地やその周辺の竹林が、イノシシの餌場や隠れ場所になっていることが多いため、集落全体でこれらの被害発生要因を除去するため、農地等にイノシシが近づかないような集落環境の改変、山際の刈り払い、放置竹林の管理等を進めるよう地域住民に対して啓発を行う。

また、放任果樹の伐採や二番穂の鋤きこみ、収穫残渣等の安易な放置をなくすことが重要である。これらの餌はイノシシを集落へ引き寄せ、個体数増加の一因となると考えられるので、地域が一体となった取組を進めるよう普及啓発を行う。

(3) 総合的な対策を実施するための体制

①市町村の取組に対する支援

各市町村が策定した被害防止計画に基づく取組みを支援する。

②人材育成

農作物鳥獣害対策アドバイザー等、専門的知識を持った人材育成に努める。

③鳥獣被害対策本部

県関係部局及び関係機関の情報共有や総合的な調整を行うことを目的として、平成22年度に設置した和歌山県鳥獣被害対策本部で関係機関の情報共有を図る。

また、振興局毎に設置している市町村との連絡協議会の活動を促進し、広域連携を図るよう努める。

④戦略的な対策実施のための体制構築

外部の専門機関（家）を活用し、迅速かつ柔軟に現場での効果的な対策を立案し、実行できる体制を構築する。

10 第二種特定鳥獣の生息地の保護等に関する事項

基本的に対象獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の野生鳥獣保護優先地域の連続的（時間的・面的）な設定をもって生息環境の保護を図る。長期的には人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を

整えることにより、人間の生活圏にイノシシ等野生動物を近づかせないように棲み分けを図る。

なお、著しい被害を及ぼしている個体は、鳥獣保護区等一般に禁止されている区域であっても適正に有害捕獲等を実施し、被害の軽減を図るものとする。

11 その他第二種特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

本計画を推進するため、関係省庁や地方自治体（近隣府県・県内市町村）等各行政部局間の調整を密にする。また、農林業関係者及び地元住民並びに猟友会関係者及び自然保護関係者との意見調整と合意形成を行い、計画に反映させていく体制をとる。

(2) モニタリング等

本計画を実施し、フィードバック管理するためモニタリングする事項を次のとおりとする。

○被害調査

○雌雄別捕獲頭数、捕獲箇所、目撃頭数等の把握

イノシシ生息数の推定は難しいとされているが、上記の情報を収集し、科学的・計画的な管理ができるように努めることし、必要に応じて追加の情報も収集する。

そのため、関係者及び学識経験者で構成する「和歌山県第二種特定鳥獣管理計画検討会」（以下「検討会」という。）で、モニタリング結果等を検証し、本計画の評価を行う。

検討会の意見を参考とし、フィードバック管理・検証を行い、計画期間中においても必要に応じて本計画を変更するものとする。

(3) 捕獲等に伴う事故・違反の防止

狩猟者に対して、安全な狩猟や狩猟マナーの向上について、狩猟者団体と協調して研修を行う。また、警察と連携して取締りを実施し、事故や違反の防止に万全を期す。

(4) 捕獲個体の利活用

県内で捕獲され、食品営業許可を得た県内施設で処理加工されたイノシシ肉及びシカ肉のことを「わかやまジビエ」とし、食肉利活用を推進している。

「わかやまジビエ衛生管理ガイドライン」（平成21年3月策定）や「わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度」（平成26年1月策定）により衛生的なジビエ肉の利活用を進めるとともに、「わかやまジビエフェスタ」（平成23年～）などのPRイベントを実施している。

引き続き、利用率向上に向け、安全・安心対策及び消費拡大対策に取り組んでいく。

(5) 情報提供

捕獲や被害に関する情報等について、本県のホームページ等を通じて広く県民に情報提供するものとする。